

令和 年 月 日 (あて先) 川口市長
つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

川口市
F12345

申告の理由		種 別		標 識 番 号 (ナンバー)	川 口 市					
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車							
☐ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所 ☐ 標識番号 ☐ その他 ()	☐ 第一種 一般原付 (総排気量50cc又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙 (総排気量 90cc又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (総排気量125cc又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー(三輪、四輪)	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()	納税義務発生	令和 年 月 日					
				旧 標 識 番 号						

[illegible]

屋号を持たず販売をされているかたは、上記古物商許可番号を記入のうえ、古物商手帳の写しを提出してください。

☐運転免許証 ☐マイナンバーカード ☐在留カード ☐パスポート ☐その他 ()

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
 - 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入すること。
なお、「種別」の欄については、該当箇所の□(チェック欄)のいずれか1つのみにレを記入すること。
 - 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
 - 4 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
 - 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
 - 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。また、「5.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
 - 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、()内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
 - 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
 - 9 「最高出力」の欄は、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
 - 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。
また、屋号を持たず販売をした者は、太わく内の古物商許可番号も記入のうえ、古物商手帳の写しを提出すること。
- 備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6イ及びロに規定する要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

原付バイクの登録手続きに必要なもの（注1）

		身分証明書	販売証明書	廃車申告 受付書	譲渡証明書	標識 (ナンバー)	標識交付 証明書	委任状	その他の 提出書類
購入した時		◎	◎					△(注2)	△(注3)
人から譲られたとき	前の所有者の廃車 手続きが済んでいる	◎		◎	◎			△(注2)	△(注3)
	前の所有者の廃車 手続きをしていない	◎			◎	◎	◎	△(注2)	△(注3)
引越してきたとき	前の住所地で廃車 手続きが済んでいる	◎		◎				△(注2)	△(注3)
	前の住所地で廃車 手続きをしていない	◎				◎	◎	△(注2)	△(注3)

(注1) 上の表は川口市で登録を行う場合のものです。他の市区町村で登録を行う場合は、その市区町村担当部署にお問合せください。

(注2) 個人の登録で代理申請の場合は委任状が必要になります。なお、同一世帯の家族(市内にお住まいのかた)の場合は不要です。

法人の登録で代表者でないかたが申請する場合は委任状が必要になります。

(注3) 個人の登録で川口市に住民票が無い場合は、現在住民登録がある市区町村の発行した住民票及び公共料金の領収書等の現住所が確認できるものをお持ちください。法人の場合は、設立(設置)届を川口市役所に提出した後に登録申請を行ってください。

なお、届出の必要の無い一部の法人(市外リース会社、無人倉庫など事業所にあたらぬもの)につきましては、下記までお問合せください。

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号 川口市理財部市民税課諸税係 電話(048)259-7633(直通)